

◎柔道整復師法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次            第一章～第六章 〔略〕            第七章 罰則（第二十六条―第三十三条）            附則            （受験資格）            第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九            十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の            規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合におい            て、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を            含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準            に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県            知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理            学、衛生学（放射線衛生学を含む。）、エックス線撮影技術学、放            射線安全管理学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能            を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>目次            第一章～第六章 〔略〕            第七章 罰則（第二十六条―第三十二条）            附則            （受験資格）            第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九            十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の            規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合におい            て、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を            含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準            に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県            知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理            学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得            したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 〔略〕</p>

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

〔改正なし〕

(エックス線の照射)

第十七条の二 柔道整復師は、第二条第一項に規定する業務のほか、施術所において前条ただし書の応急手当をしようとする場合において、脱臼又は骨折が疑われる者のその患部（撮影のためのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める部位にあるものに限る。）の状態の確認のため、当該患部に、撮影のためのエックス線の照射（当該患部へのエックス線の照射により放射線障害を生じさせるおそれが少ないものとして厚生労働省令で定める基準に適合したエックス線装置によるものに限る。）をすることを業として行うことができる。

2 柔道整復師は、前項の規定によりエックス線の照射をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その照射に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。

〔新設〕

(医師による診療)

第十七条の三 柔道整復師は、脱臼又は骨折が疑われる者に、第二十条の医師その他の医師による診療を求めさせなければならない。

〔新設〕

この場合において、前条第一項の規定によりエックス線の照射による撮影をしたときは、その診療をする医師にその画像が提供されるようにしなければならない。

(秘密を守る義務)

第十七条の四 〔略〕

(連携する医師等)

第二十三条 施術所の開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、脱臼又は骨折が疑われる者に対応するため連携する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならない。

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他のいかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 〓三 〔略〕

四 前条の医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称

五 〔略〕

2 〔略〕

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(秘密を守る義務)

第十七条の二 〔略〕

第二十三条 削除

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他のいかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 〓三 〔略〕

〔新設〕

四 〔略〕

2 〔略〕

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

<p>一 [略]</p> <p>二 第十七条の四の規定に違反した者</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第三十三条 第十七条の二第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。</p>	<p>一 [略]</p> <p>二 第十七条の二の規定に違反した者</p> <p>三 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>
---	---